

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

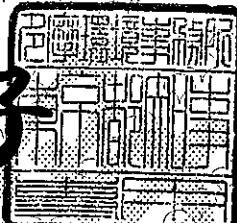
氏名 日本ダスト株式会社
代表取締役 吉野 建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

優良

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 8月 20日

許可の有効年月日 令和 12年 8月 19日

1 事業の範囲

1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH 2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH 12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCBに限る。)
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCBに限る。)
 - ウ. 廃石綿等
 - エ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】、【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 8月 20日 新規許可
令和 5年 8月 20日 更新許可 第 6回

5 積替之許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

東京都

(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
限定内容	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	硫酸又はその化合物	シアン化物	P C B	トリクロロエチレン	二クロロエチレン	三クロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	ジクロロエタン	ジクロロエチレン	ジクロロエタノール	一・二トドロエタノール	一・二トリクロロエタノール	一・二トリクロロエタノン	一・二トドロエタノン	チオベゼン	ベゼン	ビニルブチル	ビニルベンゼン	四トジオキサン類	
廃棄物名																										
燃え殻																										
汚泥																										
廃油																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
鉛さい																										
ばいじん																										
指定下水汚泥																										

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるものの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)